

パブリックコメントの実施結果について

① 実施概要

【募集案件】「第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画」（案）
 【募集期間】平成29年12月18日（月）から平成30年1月18日（木）まで
 【提出状況】ファックス4名（13件）、メール0名（0件）、窓口1名（6件）
 【案の修正】1件
 【公表日】平成30年3月下旬
 【公表場所】市政情報室、障がい福祉課、各区役所、各出張所及び各連絡所、中央図書館
 【その他】いただいたご意見は、本旨を損なわない範囲で要約して掲載。

② ご意見の概要と市の考え方

| No | 素案の記述 | 該当頁 | ご意見の概要 | 市の考え方 | 修正有無 |
|----|---|-------|--|--|------|
| 1 | 「1 計画の概要」における記述。 | 1 | 障がい福祉の施策の効果を上げるためには、障がい福祉以外の政策、特に生活保護等の所得保障との連携が重要であることの確認が必要である。 「1. 計画の概要」に「(4) 障がい福祉以外の施策との関連」の項目を設ける。「総合支援法に基づく施策の効果は、障がい福祉以外の施策の運用状況に依存しており、特に生活保護の需給をしやすくすることが重要である」という趣旨の文章を加える。 | 本計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉に関連するサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みについて定めるものであり、他の施策との連携を含む総合的な障がい者施策については、「新潟市障がい者計画」において別に定めております。ご意見は、同計画の見直しを行う際に参考にさせていただきます。 なお、障がい者施策の推進にあたっては、庁内の保健衛生担当部署、こども政策担当部署、各区の健康福祉関連部署と連携を取りながら進めていますが、日頃の業務においても意見を集約し、参考にできるよう努めます。 | なし |
| 2 | 「1 計画の概要」における記述。 | 1 | 計画策定のプロセスの改善（より広い障がい当事者の参加）と障がい者の情報格差の解消をはかるべき。 市の広報誌やタウンミーティングを活用しながら、障がい者ひとりひとりに必要な情報が届き、「障がい者福祉について障がい当事者抜きに決められてしまうことのないように」してほしい。 また、障がい福祉の実績データは随時公表すべきである。 | 計画策定にあたって検討を行った障がい者施策審議会は、委員15名のうち7名が障がい当事者団体の代表者であり、各種障がいの当事者のご意見をいただきながら策定作業を行いました。 また、パブリックコメントを実施したり、障がい者施策審議会を開催する場合には市報にいがたを活用して市民の皆様への周知を図っており、今後も一人でも多くの市民の皆様に関心を持って頂けるように継続していきます。 障がい福祉に関する実績データにつきましては、別途集約・精査が求められるため、福祉計画等の資料を通して市民の皆様定期的に提供していきます。 | なし |
| 3 | 「②等級別身体障害者手帳所持者の推移」における「1級」「2級」「3級」「4級」「5級」「6級」の記述。 | 9 | どんな症状が1級か6級か素人には分からないので、欄外に注記して欲しい。 | 障がいの程度は医師の診断に基づき個別に判定されるため簡潔に示すことは難しく、それぞれの等級等の状態を説明する資料は相当のボリュームになることから、計画への記載は行いません。 障がい者向けの制度案内冊子「障がい者（児）福祉のしおり」や市のホームページなど、別の媒体で周知していきます。 | なし |
| 4 | 「②障がい程度別療育手帳所持者の推移」における「A（重度）」「B（中程度）」の記述。 | 12 | B（中程度）A（重度）は、どんな症状を言うのか欄外に注記して欲しい。 | | なし |
| 5 | 「①精神障害者保健福祉手帳所持者の推移」における「1級」「2級」「3級」の記述。 | 13 | 1級・2級・3級の症状の違いを欄外に注記して欲しい。 | | なし |
| 6 | 北区及び南区内の地域活動支援センターにおける「箇所」「定員（人）」の記述。 | 20 | 地域活動支援センターが北区及び南区にあるのか。ないのであれば、通所施設を探して困っている方がいるのではないかと。作ってほしい。 | 現在、北区と南区には地域活動支援センターはありません。新潟市としても機会をとらえて事業者への働きかけを行っていきます。 | なし |
| 7 | 「4 平成32年度の成果目標」における各数値目標の記述。 | 22～30 | 素人で、妥当な目標であるかどうかは分からないが、法の趣旨に沿って、前向きな目標を掲げ挑戦しているのではと思う。 | ご意見ありがとうございました。 | なし |
| 8 | 「①新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」における数値目標の記述。 | 27 | 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発の目標値が低いのではないかと。100%に達するのは難しいだろうが、本条例を知らない人はまだまだ多いと感じる。 | 他自治体の周知実績を参考に設定した目標であり、3年間の目標値としては妥当と考えています。また、本目標の達成後は、さらに高い目標設定も検討していく予定です。 今後、企業や団体に対する本条例の研修会や、条例紹介用リーフレットの頒布などを通して、継続的に普及率の向上に努めます。 | なし |
| 9 | 「5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策」における記述。 | 31～47 | 利用者の人数だけでなく、対応に必要な職員数と現在は何人体制で対応しているかを入れてほしい。実施にあたっての課題も注記で記載したかどうか。また、人分（月）、人日分（月）とあるが、何日で計算しているかが分かるよう、下に「21日で計算」と付記したかどうか。 | 障がい者支援区分や事業所の加算申請の状況などにより、職員数は異なるため掲載は困難です。 課題につきましては、全体としては、4ページ（2）「障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方」でお示ししております。個別サービスの課題につきましては、その課題ごとに日常業務の中で個別に検討していきます。 単位については、わかりやすいように記載します。 | あり |

| No | 素案の記述 | 該当頁 | ご意見の概要 | 市の考え方 | 修正有無 |
|----|---|-----------|---|--|------|
| 10 | 「5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策」に関する記述。 | 31-47 | 国の施策・制度の不備や不十分なところは、市独自の制度での補完する具体的提言（検討課題の例示としてでもよい）を、成果目標の記述に付け加えてほしい。 各成果目標の記述の後に、具体的な検討課題を付記した上で、「（6）活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策」（p47）に、「必要性の高いサービスについては市独自の制度が補完することも検討する」の文を追加する。 | 強度行動障がい者（児）への支援など新潟市独自の制度で補完している事業については、4ページ（2）「障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方」などに記載しています。 課題については、全体として4ページ（2）「障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方」でお示ししています。個別サービスの課題については、サービスごとに日常業務の中で個別に検討しています。 | なし |
| 11 | 「相談支援」に関する記述。 | 35 | 地域相談支援（地域移行支援と地域定着支援）の活動指標は実績値をベースに設定するのではなく、潜在的なニーズへの対応も含めて設定すべきである。 | サービス全般として、実績値に基づく計画を必要量といたしました。 潜在的なニーズ調査につきましては、今後の参考とさせていただくとともに、必要な障がい福祉サービスが提供できるよう努めます。 | なし |
| 12 | 「（5）各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表」における各記述。 | 43～46 | 今後3年間で、グループホーム、放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援のサービス見込み量が大幅に増加しているが、それを実行するための具体策を、この福祉計画に盛り込む必要があるのではないかと。 また、サービス見込み量を増やすということは、支援員増員が不可欠と思われるが、支援員確保のためにどのような対策を今後進めていく予定であるのか。 逼迫している重度障がい者の支援が後回しにならないよう、補助金の増額や、支援員のレベルアップのための具体的な対策が必要かと思われる。 | 具体策については、サービスごとに日常業務の中で個別に検討します。 支援員増員については、来年度、共生型サービスが開始されますので、介護保険サービス分野と連携しながら、人材の確保に努めていきます。 補助金については、積極的に確保していくとともに、新潟市独自の強度行動障がい者（児）支援員育成事業も継続していきます。 | なし |
| 13 | — | — | 本事業を推進するために、必要経費はどのくらいかかるのか。また、予算処置をどうするのか（どうなっているのか）を入れられるなら、最後に入れてほしい。 | 実行のための予算は毎年増減し、経費は関係する事業者の事業内容に応じて日々変化するため、一概に必要な経費を算出することはできません。 経費に対する効果を最大限にできるよう、本計画に基づいて福祉サービスの拡充を促進するとともに、定期的な分析・評価を実施していきます。 | なし |
| 14 | 「サービス見込み量」の算出方法。 | — | 原則として、必要量に基づいたサービス見込み量の算出、目標設定を行い、必要量の推測が困難な場合は、やむを得ず実績値を参考としたサービス見込み量の算出とするが、実績値に基づく算出であることを明記する。その際、サービス利用の達成率（実績値÷計画値）が低いもので、その原因が主としてサービス提供の制約である場合はその旨付記する。 また、「第4期障がい福祉計画のサービス見込み量に対する実績について」の表を参考資料として計画の素案に入れる。 | サービス全般として、実績値に基づく計画を必要量としました。 ニーズ調査などによる必要量に基づいた見込み量の算出につきましては、今後の参考とさせていただくとともに、必要な障がい福祉サービスが提供できるよう努めます。 | なし |
| 15 | — | — | 実態調査（サービスの必要量その他）をもっと行うべきではないか。3障がい種別の調査・分析も行うべきである。 | 今後も引き続き、必要な障がい福祉サービスが提供できるよう、調査・分析に努めます。 | なし |
| 16 | — | — | 国の定める指針自体に不備がある場合、市独自の指針も別途設けて併記して示すべきである。 | 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」などの市独自の目標も本計画に取り入れることを通して、新潟市の福祉の充実を積極的に図っていきます。 | なし |
| 17 | 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の記述。 | 3, 25, 29 | 「地域包括ケアシステム」は高齢社会の対応策として全国的に進められてきたが、近年、地域の住民全てを対象とした「共生社会」の実現を目指すものへと移行しつつあると思っている。そうした中で該当ページに記載のある「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」という部分について「精神障がい」と特筆する必要があるのかどうか疑問に思う。 障がい種別によらない福祉サービスの実施を基本理念としているならば、「さまざまな障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」とした方がよいと思う。 | 「地域包括ケアシステム」は、さまざまな障がいを対象としています。精神病床における長期入院者の地域生活への移行を精神保健医療福祉の一体的な取組により推進するため、国の基本指針に沿った「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」という表記にしています。 | なし |
| 18 | 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する記述。 | 3, 25, 29 | 市独自の取り組みも行うこととすべきである。「福祉施設入所者の地域生活への移行」に比べて、精神科病院の長期入院患者（社会的入院）の地域移行については不十分な感が否めないため、市独自で退院先の調査も行い、転院・転科による退院や死亡退院を除いた「真の地域移行の退院者数」に着目した取り組みを行うべきである。 | 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、新潟県障害福祉計画で示される市町村ごとの推計退院患者数を参考に対応していきます。 | なし |
| 19 | 「⑭精神障がい者地域生活支援広域調整等事業」における「協議会の開催見込み数」及び「ピアサポート従事者見込み数」の記述。 | 41 | 地域生活支援広域調整会議等事業が年1回の開催では十分な話し合いができるのか。せめて2回は必要ではないか。 同じくピアサポート従事者を平成30年度から32年度にかけて1人ずつ増やすようであるが、人事異動で引継ぎが十分にできないのではないかと。 | 地域生活支援広域調整会議等事業は、本市だけでなく周辺自治体を含めた広域での開催を想定しており、年1回の開催としました。 ピアサポート従事者見込み数については、計画どおり取り組んでいきます。 | なし |